

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年8月7日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：
全世界2024年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-5（ブラジル、ペルー、キューバ、エルサルバドル）（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界 2024 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-5
(ブラジル、ペルー、キューバ、エルサルバドル) (QCBS-ランプサム
型)

調達管理番号：24a00218

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 8 月 7 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2024 年度案件別外部事後評価パッケージⅢ-5（ブラジル、ペルー、キューバ、エルサルバドル）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024 年 10 月下旬～2025 年 12 月上旬

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 34%を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 6%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度末(2025年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下のとおりです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年8月19日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年8月19日 12時
3	質問への回答	2024年8月21日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年8月23日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
8	見積書の開封	2024年9月6日 11時
9	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
10	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	(申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。
--	--

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

本項目については9ページの「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし
ます。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定
する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めませ
ん（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、
プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者
印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示
にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の
電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限
は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/KCMAeuJGtZ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程に記載の期日までにとおり以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：24a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、

合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2024年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことのある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、及び右部門に属し対象案件の実施に従事したことのある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断に当たっては、上記1.の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1.に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1.に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1.に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務のTOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、8月16日（金）12時までに、評

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

価部事業評価第一課宛 (evte1@jica.go.jp) に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

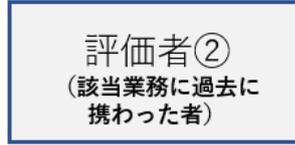
(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。

A社



B社

(該当業務に過去に携わった社)



※該当業務に過去に携わった社(者)は、該当案件のteamsグループには入らない

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民及び相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業又は有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第2条 業務の目的と範囲

本業務は、2024年度外部事後評価として、DAC評価6基準による評価を行うものである。本業務対象国及び対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	ブラジル	円借款	サンパウロ州無収水対策事業
2	ペルー	円借款/ 技術協力	リマ首都圏北部上下水道最適化事業（ⅠⅠ） リマ上下水道公社無収水管理能力強化プロジェクト （一体評価）
3	キューバ	無償	主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画
4	エルサルバドル	技術協力	公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト 公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ2（一体評価）

第3条 業務の実施方針及び留意事項

- (1) 調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁴及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2024年度版）⁵
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA事業評価ガイドライン（第2版）⁶
- JICA事業評価ハンドブック（Ver.2.0）⁷

（2）安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁸。

1）ブラジル：サンパウロ州無収水対策事業

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに事業実施機関であるサンパウロ州上下水道公社（以下、「SABESP」という）及び、運営・維持管理にあたる以下のビジネスユニットを踏査して情報収集する。なお、第一次現地調査前に工事箇所情報を収集の上、以下のi)の首都圏局管轄エリアで1カ所、iii)の地方局の管轄エリアで1カ所の工事箇所は現地調査補助員が踏査を行い現在の状況を調査する。また、以下の踏査の対象外の都市圏局管轄エリアのビジネスユニット4カ所と地方局の管轄エリアのビジネスユニット9カ所については、質問票もしくはオンライン・電話等でヒアリングを行う。

（踏査対象とするビジネスユニット：合計4カ所）

- i) サンパウロ都市圏を管轄する都市圏局
- ii) サンパウロ都市圏内の中央・北・東・西・南の5つのビジネスユニットのうち、第一次現地調査前に情報を収集の上、1カ所を選定
- iii) サンパウロ都市圏以外を管轄する地域局
- iv) 地域局の管轄エリアにあり、サンパウロ市を除くサンパウロ州全土を10のエリアに分けたビジネスユニット⁹のうち、第一次現地調査前に情報を収集の上、1カ所を選定

⁴ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルで提案すること。

⁵ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>よりダウンロード可。

⁶ 同上

⁷ 同上

⁸ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修正されることとなります。

⁹ 上パラナパネマ、パラナパネラ、パルド・グランジ、カピバリ/ジュンジアイ、中エチテ、海岸部北部、リベイラ渓谷、バイシャダ・サンチスタ、下チエテ/グランジ、パライバ渓谷。

- ・整備した水道関連設備について、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
 - ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、② JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。
 - ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標に記載の「定量的効果」①無収水率¹⁰（％）、②無効水率¹¹（％）、③給水栓当たり無効水量（リットル/栓/日）の事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それが上水道関連インフラの改善、水供給事業の効率化、同地域域の安定的な水供給にどのような影響をもたらしているかを確認する。また本事業によって生活環境の改善があったか、節水意識の向上があったかを確認する。
 - ・本事業は、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）において、カテゴリーBに分類される。本事業は、施設更新が主たる事業であり、用地取得及び住民移転を伴わない。配水管、給水管更新等の工事による軽度の騒音、振動が想定されるが、非開削工法等の実施により、重大な影響は想定されない。また、SABESP が騒音、振動についてモニタリングを実施する計画であった。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、SABESP でのモニタリングは計画に沿って実施されていたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
 - ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「本事業においては、円借款対象外の事業について SABESP の自己資金で一部実施中であり、その他の資金手当てとして連邦の経済社会開発銀行からの融資を調整中であることを確認済。実施済みの技術協力の成果に基づいた効率的なメンテナンス方法などの技術を組織全体へ普及するようコンサルティングサービスの他、有償勘定技術支援の活用も検討し、SABESP の取り組みを促進する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
 - ・なお、本事業の最終受益者として広くサンパウロ州全域の住民が想定されるが、その中でも特にファベラ（貧困街）の住民については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するに当たっては、外部事後評価レファレンス（別添7）「LNOB の視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料及び評価6基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。
- 2) ペルー：リマ首都圏北部上下水道最適化事業（I I）、リマ上下水道公社無収水管理能力強化プロジェクト（一体評価）

¹⁰ 無収水率 = (生産水量 - 検針水量) ÷ 生産水量

¹¹ 無効水率 = (生産水量 - 検針水量 - (事業体内使用量 + メーター不感水量 + その他無収水量 (消防等社会的な使用量))) ÷ 生産水量

- ・本案件は円借款「リマ首都圏北部上下水道最適化事業（I I）」と技術協力プロジェクト「リマ上下水道公社無収水管理能力強化プロジェクト」の2つの事業を一体評価する。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムを図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化する。
- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに、事業実施機関であるリマ上下水道公社（以下、「SEDAPAL」という）及び円借款事業の本サイト（リマ首都圏北部の6地区¹²）を管轄する北部支局を訪問し情報収集を行う。なお、第一次現地調査前に情報収集をし、以下の条件のサイトを業務従事者は踏査すること。

（踏査サイトの条件：合計11サイト）

- i) 送水システム、配水池、ポンプ場、上水二次管鋼、井戸の土木工事を各2カ所ずつ（合計10カ所）
- ii) 遠隔監視・制御システム1カ所

技術協力プロジェクトについては、SEDAPAL、北部支局に加え、本技術協力プロジェクトのサイトであるリマ首都圏北部・中部・南部の7サービスセンター¹³のうち3サービスセンターを選定¹⁴し、業務従事者及び現地調査補助員による踏査での調査対象とする。残りの2支局（中部・南部）及び4サービスセンターについては、質問票もしくはオンライン・電話等でヒアリングを行う。

- ・本事業で建設・増強したコンポーネントについては、SEDAPAL等を通じ、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。

（円借款の対象コンポーネント）

- ①土木工事（送水管整備、配水池・ポンプ場リハビリ、水道メーター設置、遠隔監視・制御システムの設置等）
- ②維持管理機材の調達（下水管内調査用/清掃用資機材、漏水探査用資機材等）

- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA開発協力方針との整合性、②JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA外の機関との連携/調整、国際的枠組みとの協調等を確認する。③については、円借款事業の事前評価表でIBRD、KfWとのパラレル協調融資が想定されていた。実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。
- ・円借款事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある定量的効果①無収水率（%）、②一日当たりの給水時間（時間/日）、③下水管詰り事故件数（件数/年）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認すること。また、定性的効果として衛生環境の変化を確認する。

¹² コマス、カラバイーヨ、プエンテ・ピエドラ、ロス・オリーボス、サン・マルティン・デ・ポレス、カヤオの6地区。

¹³ コマス、カヤオ、アテ・ビタルテ、プレーニャ、サンファン・デ・ルリガンチョ、スルキージョ、ビジャ・エル・サルバドールの7サービスセンター。

¹⁴ 踏査サイトの選定方法について、選定基準をプロポーザルにて提案すること。ただし円借款事業のサイトと同地区にあるコマス、カヤオから1つは選ぶこと。

- ・技術協力プロジェクトの有効性については、事前評価表に記載のプロジェクト目標（SEDAPALの無収水削減に係る能力が向上する）の達成度について指標を用いて確認する。本事業によって、無収水の減少にどのように貢献したかを確認する。
 - ・併せて、その他のインパクトとして、技術協力プロジェクトでは「現状の高い無収水率が低減され、SEDAPALの財務・経営的持続性が向上するため、将来の投資により給水サービスの向上及びサービス地域の拡大にも資すること」が期待されていたことから、事後評価時点のインパクトの発現状況を確認する。
 - ・円借款事業は、環境社会配慮カテゴリ分類Bにあたり、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されていた。また、環境許認可・汚染対策・モニタリング等の対策が取られることが想定されており、自然環境面への影響は最小限であり、用地取得・住民移転も伴わないとされた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。
 - ・技術協力事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、カテゴリCに分類され、環境及び社会への望ましくない影響は特段想定されていない。
 - ・過去の類似案件の教訓から、技術協力プロジェクトの事前評価表には、「特定の配水ブロックを選定し水理的独立を施すことは多大な時間と資金を実施機関側に求めることになるため、既にセクター化されたサイトを選定し、既存の配水ブロックに大幅な手を加えることなく実施可能なパイロット・プロジェクトを実施する」、「本プロジェクトのパイロット・プロジェクトでも違法接続への対応が課題となっているため、ブラジルの実施機関の合法化事業の取り組みを参考とする」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
 - ・なお、本事業の最終受益者として広くリマ首都圏の住民が想定されるが、その中でも特に貧困層については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するに当たっては、外部事後評価レファレンス（別添7）「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料及び評価6基準で実施する定性的効果の調査（事業関係者や受益者へのインタビュー等）で確認できる範囲で検討すること。
- 3) キューバ：主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画
- ・原則、全サイトの現状把握を行うことを想定するが、本事業のサイトはキューバ全土に位置していることから、全サイトの踏査は困難である。そのため、実施機関であるキューバ保健省・医療サービス福祉局
 (Dirección de Asistencia Médica y Social del Ministerio de Salud

Pública) 及び 12 県保健局 (Dirección Provincial de Salud)¹⁵ のうちハバナ県保健局及びピナル・デル・リオ県保健局について、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査し情報収集を行う。

- ・また事業サイトについては、本事業が対象とする 3 つの部門 (①医用画像診断部門、②病理検査部門、③低侵襲医療部門) の機器が調達されている 34 病院¹⁶ のうち、ハバナ県及びピナル・デル・リオ県に位置する病院を中心に、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査し情報収集を行う。具体的には、①が調達されているエルマノス・アメイヘイラス病院、カリスト・ガルシア病院、マヌエル・ファハルド病院、①②が調達されているファン・マヌエル・マルケス小児病院、アベル・サンタマリア病院、①②③が調達されているミゲル・エンリケス病院を業務従事者及び現地調査補助員による踏査での調査対象とし、その他地域については現地調査補助員による単独調査、あるいは質問票もしくはオンライン・電話等遠隔での確認により評価分析を行う。
- ・整備した医療機材については、その整備や維持管理状況 (誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等) を確認する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携 (相乗効果・シナジー等)、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等に関して、事前評価表では、②について、医療機材の校正やデジタル医用画像の読影技術の向上等に関する技術協力プロジェクト (画像診断における病院のデジタル化促進プロジェクト) との連携が想定されていた。②について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある定量的効果について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認する。また、定性的効果として、医療機材の整備が患者や家族への負担軽減や患者満足度にどのように影響したかについて確認する。特に、貧困地域が集中する東部地域においては、医療サービスへのアクセス改善が住民に与えた影響について、遠隔でのヒアリング等を通じて可能な限り情報収集する。
- ・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布においてカテゴリ C に分類され、環境及び社会への望ましくない影響は特段想定されない。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、現有機材と比べて新たな機能が装備される医療機材に対し、質の確保されたサービスを継続的に提供する点を考慮した技術指導を行う点、同時期に実施予定の医療機材の校正やデジタル医用画像の読影技術の向上等に関する技術協力プロジェクトと連携し、機材使用者とそれを管理する技術者の意識変化を促し、管理能力の向上に繋げることを目指す点が明記されている。これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

¹⁵ ハバナ県、ピナル・デル・リオ県、アルテミサ県、マタンサ県、ラス・トゥーナス県、オルギン県、グランマ県、サンチアゴ・デ・クーバ県、グアantanamo県、ビジャ・クララ県、シエン・フエゴス県、カマグエイ県の合計 12 県保健局。

¹⁶ 3 部門の機器調達の内訳は①が 24 病院、②が 14 病院、③が 6 病院 (一部病院に調達機器の重複あり)。

- ・なお、本事業の最終受益者として、広くキューバ国民が想定されるが、特定の用途に用いられる機材供与とそれに関連するソフトコンポーネントの提供という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。
- 4) エルサルバドル：公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト、公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ2
- ・本事業は「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト（以下、「フェーズ1」という）」と「公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ2（以下、「フェーズ2」という）」の2つのプロジェクトを一体評価するものである。一体評価を行うにあたり、インプット→アウトプット→アウトカムを図示化し、案件間の関係を可能な限り構造化すること。
 - ・原則、全サイトの現状把握を行うことを想定する。なお、本事業のサイトはエルサルバドル全土（アウチャパン県、チャラテナンゴ県、ラ・リベルタ県、サンサルバドル県、カバニヤス県）に位置していることから全サイトの踏査は困難であるため、実施機関である公共事業・運輸・住宅・都市開発省（MOPT）気候変動・リスク管理戦略局（DACGER）に加え、フェーズ2のパイロット・プロジェクト（5県18箇所）¹⁷及び上位目標の達成指標として位置づけられていた道路災害リスク削減事業（20箇所）¹⁸を中心に、業務従事者が現地調査補助員とともに踏査し情報収集を行う。具体的には、8つの災害リスク形態¹⁹で分類されているパイロット・プロジェクト及び道路災害リスク削減事業について、分類毎に1箇所以上（計8箇所程度）且つ各県1箇所以上を選定し²⁰、業務従事者及び現地調査補助員による踏査での調査対象とする。踏査対象外のサイトについては実施機関への質問票やヒアリングによる情報収集を通じて現状確認を行う。
 - ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を確認する。フェーズ1の事前評価表では、②についてホンジュラス（無償）「首都圏地滑り防止計画」やエルサルバドル（円借款）「道路整備事業」、（円借款）「幹線道路整備事業」との連携が想定されていた。これら②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
 - ・フェーズ1の有効性については、事前評価表に記載のプロジェクト目標（公共インフラの災害適応力を強化するため、気候変動・リスク管理戦略局の能力が強化される）の達成度を、PDMで設定されている指標（①DACGERが、年間60件以上の公共インフラ防災強化に関する定量的分析を伴う技術診断や提案を行う、②プロジェクトの最終年に合計500人以上の関係者（技術者、学

¹⁷ フェーズ2のプロジェクト業務完了報告書（pp.150-152）に記載されている「GENSAI-II パイロット・プロジェクトの活動」表を参照。

¹⁸ プロジェクト業務完了報告書「表43 本プロジェクト開始以降の道路災害リスク削減事業の実績 12箇所」（pp.106-107）を参照。

¹⁹ 橋梁豪雨、橋梁地震、岩盤斜面崩壊、土砂斜面崩壊、地すべり、冠水、陥没、鉄砲水・土砂流動。

²⁰ 踏査サイトの選定方法について、選定基準をプロポーザルにて提案すること。なお、橋梁地震はサンサルバドル県の「PS1：南49番街路高架橋」、岩盤斜面崩壊はサンサルバドル県の「RN5：距離4.7～5.4キロ区間」、地すべりはカバニヤス県の「CA3E：距離程125キロ」を踏査対象に含めること。

生など）が最終年度までに DACGER による研修を受講する）を用いて確認する。インパクトについては、本事業によって、公共インフラの災害適応力の強化に貢献したかを確認する²¹。

- ・ フェーズ 2 の有効性については、事前評価表に記載のプロジェクト目標（道路インフラ強化のために、気候変動・リスク管理局の道路インフラのリスク管理能力が強化される）の達成度を、PDM で設定されている指標（①DACGER により 50 箇所の道路災害リスク診断が実施される、②DACGER により 50 箇所の災害リスク削減プロジェクトの提言がなされる、③DACGER により 9 回の国内及び中米地域リスク削減セミナーが実施される、④DACGER の企画・技術支援により 8 箇所の道路災害リスク削減事業のプロジェクトが実施される）を用いて確認する。インパクトについては、本事業によって、エルサルバドルにおける道路インフラの災害に対する脆弱性の低減に貢献したかを確認する²²。
- ・ 整備した道路インフラについては、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・ 併せて、その他のインパクトとして、フェーズ 1 の事前評価表では①事前予防を重視する防災体制へのシフト、②インフラ分野のプロジェクト形成や調達の迅速化、③MOPT 内外の技術者への裨益、④公共インフラの強化分野における域内協力の素地の形成が期待されていたことから、事後評価時点のインパクトの発現状況を確認する。
- ・ 本事業は、フェーズ 1 について、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）において、カテゴリ C に分類されている。フェーズ 2 については、同ガイドラインにおいてカテゴリ B に分類されているが、用地取得や住民移転の発生は見込まれていなかった。道路インフラ工事における環境管理の面で大気質や水質、騒音等のモニタリングで検討されていたものについて、計画通りに実施・モニタリングされているか確認し、正負のインパクトに留意する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
- ・ 過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「リスク情報の入手について他機関と連携する」点や、「実施機関側の大幅な人事異動による技術移転の効果の減殺リスクに対して、実施機関以外の技術者も技術移転の対象に含める」点、「持続性確保のために ToT の実施や JICA 専門家による人材育成・能力向上を充実させる」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・ なお、本事業の最終受益者として、広く対象道路インフラを利用するエルサルバドル国民が想定されるが、道路インフラ管理の質の向上を図るといふ本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

²¹ フェーズ 1 の有効性・インパクトの目標及び指標については[プロジェクト業務完了報告書](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_609_12247490.html)（https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_609_12247490.html）に記載の PDM（pp. 152-154）を参考とすること。

²² フェーズ 2 の有効性・インパクトの目標及び指標については[プロジェクト業務完了報告書](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_609_12341715.html)（https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_609_12341715.html）に記載の PDM（p. 113）を参考とすること。なお、同報告書（p. 106）には上位目標の達成目標年は「プロジェクト終了 5 年後」との記載があるため、インパクトの達成状況を分析・評価する際の留意点とすること。

(3) ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員²³を確保すること。

- 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

(4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文・西文・葡文（西文についてはペルー、キューバ、エルサルバドル案件のみ。葡文についてはブラジル案件のみ。以下同様）で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針（和文）の確定（25 営業日）
- 事前事後比較表（和文）の確定（25 営業日）
- 評価報告書（和文）の最終確定（30 営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25 営業日）

(5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

第4条 調査の内容

(1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料（英文・西文・葡文））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2024 年度版）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地

²³ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルで提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る²⁴。

（3） 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文・西文・葡文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

（4） 評価に必要な情報の収集・整理（第 1 次現地調査）

上記の現地調査説明資料及び評価方針を踏まえ、現地調査計画及び各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）及び JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要なとなる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。なお、第 1 次現地調査の最後に JICA 事務所への報告を行うこと。

（5） IRR 再計算²⁵

対象案件のうち、以下の案件については IRR の再計算（FIRR/EIRR）を行う。事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。また、算出根拠資料は収集資料の一部として提出すること。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	ブラジル	サンパウロ州無収水対策事業	FIRR/EIRR
2	ペルー	リマ首都圏北部上下水道最適化事業（I I）	FIRR/EIRR

（6） 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。併せて提言・教訓の方向性を検討する。事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

²⁴ 評価部の確認に 15 営業日（通常 3 回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに 10 営業日が必要です。

²⁵ 外部事後評価レファレンス別添 5 を参照。

(7) 暫定評価に係る実施機関との協議（第2次現地調査）²⁶（6）の暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う²⁷。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

(8) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(9) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記（7）及び（8）を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA 事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(10) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、（9）及び（10）の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。

(11) 評価報告書²⁸（案）の作成

上記（12）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書（案）（和文）を取りまとめ、発注者の承諾を得る²⁹。和文の承諾後、評価報告書（案）（英文・西文・葡文）を作成し、発注者の承諾を得る³⁰。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ評価報告書（案）（和文・英文）を最終化し³¹、発注者の承諾を得る。

(12) 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（和文・英文）を作成する。

第5条 報告書及び提出物等

(1) 成果品

1) 評価報告書（和文・英文）

- ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。
- ・ 簡易型の場合は評価結果票とする。また、要旨あるいは要約版を作成する場合は当該資料も含む。

²⁶ 簡易型評価の場合には、第2次現地調査は実施しないため、本項に記載の協議については、必要に応じて遠隔にて実施する。

²⁷ 暫定的な結果については、確定前の評価のため、情報の扱い方には十分に留意すること。

²⁸ 簡易型評価の場合は「評価報告書」を「評価結果票」に読み替えてください（結果票は原則10ページ以内）。

²⁹ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

³⁰ 評価部の確認に10営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに15営業日が必要です。

³¹ 評価報告書（案）の最終化は（和文・英文）のみとする。

- ・報告書の仕様は以下のとおりとする³²。

提出様式：電子データ（PDF版・Word版：CD-R 3部）による提出。

提出期限：契約履行期限末日

（2）提出物

1）収集資料³³

- ① 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など、一次データの処理・分析用ファイルを含めること。
- ② IRR再計算の根拠資料
- ③ 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真5枚/案件程度（解析度300～350dpi）³⁴

2）教訓シート（第4条（12）参照）

提出様式：電子データ（CD-R 1部）による提出。

提出期限：上記（1）と同じ。

第6条 その他

（1）関係者との連絡

発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時にJICAから実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関やJICA事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

（2）安全管理

現地業務に先立ち、発注者の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認すること。発注者は、海外渡航管理システム（トコカン）を通じて海外での有事の際に対象地域に滞在しているJICA事業関係者の情報を検索し、注意喚起情報や安否確認メッセージの発信、対象者の応答確認を行うため、渡航の際には登録すること。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館及びJICA事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行

³² 最終報告書の記載方法等については、第3章プロポーザル作成に係る留意事項2. 業務実施上の条件（3）配付資料／公開資料等を参照のこと。

³³ 契約締結後に、別途打合簿にて、収集資料の内容を取り交わす。

³⁴ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICAの原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること³⁵。

(3) 個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

第 7 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

以上

³⁵ 詳細は HP を参照のこと。<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

別紙

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条(1)調査・分析の実施基準、脚注4
2	踏査サイトの選定方法・選定基準	第3条(2)2)ペルー:リマ首都圏北部上下水道最適化事業(II)、リマ上下水道公社無収水管理能力強化プロジェクト(一体評価)、脚注14
3	踏査サイトの選定方法・選定基準	第3条(2)4)エルサルバドル:公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト、公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ2、脚注20
4	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(3)ローカルリソースの活用、脚注23

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、12 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：ブラジル、ペルー、キューバ、エルサルバドル及びその他途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年10月～2025年12月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約10.30人月

2) 渡航回数を目途 全8回（4か国、各国2回ずつを想定）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver.3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver.3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver.3
- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver.3
【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス
(2018年度改訂版)

2) 配付資料（該当案件のみ）

- ブラジル「サンパウロ州無収水対策事業」審査調書、PSR
- ペルー「リマ首都圏北部上下水道最適化事業（I I）」審査調書、PSR

上述2)については、JICA 評価部 (jicaev@jica. go. jp) へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

3) 公開資料

- 事業事前評価表 (全スキーム)
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> (案件名で検索)
 事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- JICA 図書館にて公表されている報告書等³⁶
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>
 (案件名又はキーワードで検索)

	案件名	報告書名	リンク
1	ペルー リマ上下水道公社無収水管理能力強化プロジェクト	詳細計画策定調査	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000002985.html
		中間レビュー	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013662.html
		終了時評価	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020542.html
		業務完了報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021390.html
2	エルサルバドル公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト	詳細計画策定調査	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000258011.html
		業務完了報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12247490.pdf
3	エルサルバドル公共インフラ強化のための気候変動・リスク管理戦略局支援プロジェクト フェーズ2	業務完了報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341715.pdf
4	キューバ 主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画	準備調査報告書	https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027481.html

※上記は、公示時点での公開情報になります。最新情報は JICA 図書館にて確認してください。

(4) 対象国の便宜供与

³⁶ 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（５）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、現地 JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 本調査対象国での安全管理に係る個別留意事項は以下のとおり。

【ブラジル】

1) 行動規範（基本事項）

- ・ JICA 事務所が判断する止むを得ない場合を除き、三ツ星クラス以上のホテルに滞在する。（Hostel（オステル）、Pensão（ペンソン）等の安価な宿泊施設及び知人宅等ではない民泊（料金徴収型の個人のアパート、民家等）は不可）
- ・ 日の出前・日没後の徒歩での外出は控える。
- ・ 携帯電話は、必ず屋内で使用する。
- ・ ファベラ（スラム街）への立ち入り禁止（ツアーを含む）。

2) 通信手段

- ・ ブラジル国内で利用可能なローミング・サービス対応可能なスマートフォン（通話アプリ WhatsApp インストール）を必ず持参する。

- ・ 携帯電話を常に通話・着信できる状態にする。

※ブラジル入国後のSIMカード購入は、短期旅行者の場合は困難。またブラジルでは携帯電話のレンタルサービスはありません。

3) 移動手段

- ・ 移動は、タクシー現地事情に精通した信頼のおける人物が運転する車両、又は宿泊先が提供する車両を利用して移動する。UBER はリオデジャネイロ州の一部地域を除き（詳細はリオデジャネイロ州の欄を参照）使用可とするが、地域の事情によっては使用を制限することもあり得る。

- ・ ローカルバスの利用は、長期滞在者のみ、かつ任地において生活・業務上必須であり、安全に利用できる場合に限定して認める。（マナウス、レシフェについては、長期滞在者を含めバスの利用は禁止。）

- ・ 都市間移動の場合、深夜早朝（21:00-7:00）発着は避ける。止むを得ず発着が深夜早朝（21:00-7:00）になる場合、空港、駅、バスターミナルと市内間の移動は、現地事情に精通したドライバーが運転する借上車両、又は宿泊先が提供する送迎サービスを事前に手配することを原則とする。

- ・ 車両移動中は窓と鍵を閉め（タクシー等乗車中に窓が開いている場合は運転手に依頼し閉めてもらう）、交差点での信号待ちの間は周囲への注意を怠らない。

- ・ 夜間のバス（市内、中長距離）利用は禁止

- ・ バイクタクシーは利用禁止

- ・ 船舶の利用を希望する場合は、JICA 事務所安全管理担当者に前広に相談する

【サンパウロ市滞在に際しての留意点】

- ・ JICA 事務所が定めるサンパウロ市内地図（別紙 1-1、1-2）に示す立入禁止地区には立ち入らない。

- ・ サンパウロ市居住者以外の者がサンパウロに宿泊する場合は、JICA 事務所が認める区域内とする。（詳細は別紙 1-1、1-2 参照）

- ・ ルス駅、セ広場、レプブリカ広場周辺は訪問禁止。サンパウロ市営市場（Mercado Municipal）を訪問する場合は、往復ともタクシー等の車両を利用し、周辺地域を絶対に歩かない。

- ・ 近郊鉄道（CPTM、Companhia Paulista de Trens Metropolitanos）は、犯罪被害が多いため利用禁止。

【ペルー】

1) 行動規範

- ・渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「ペルー国安全対策マニュアル」を熟読し、渡航者はペルー滞在中これを携行すること（事務所員等の緊急連絡先が記載されているので、取り扱いには留意すること）。
- ・ペルーの情勢は流動的で、抗議活動が突然活発化する可能性があるため、危険情報を入手した場合は、渡航直前又は滞在中であっても、承認の取り消し、渡航の延期・変更を求めることがある。
- ・宿泊先の手配：ペルー事務所が安全状況を確認したホテルに滞在し、それ以外に宿泊する必要がある場合は必ず事務所の事前承認を得る。
- ・滞在中：ペルー国内で使用可能な携帯電話に WhatsApp をインストールして常時携行し、ペルー事務所からの緊急連絡及び安否確認に対応できるようにする。
- ・ペルー到着後は、すみやかにペルー事務所事業担当者（一般渡航の場合は安全対策担当職員：+51-991-591-462）に WhatsApp にて連絡する。

【エルサルバドル】

1) 行動規制

- ・空路による入国及び出国に際しては、以下の時間帯に発着するフライトを利用する。
エルサルバドル離陸時間 7:00 - 23:00
エルサルバドル着陸時間 5:00 - 21:00
やむを得ず、これに依らない場合は事前に事務所長承認を得る。また、フライト遅延などにより、上記の時間帯に離着陸ができなくなった場合はすぐに事務所担当者に連絡する。
- ・空港と自宅もしくは宿泊場所の間の移動は4時から23時の間に行う。
- ・19時から翌5時までの都市間の移動を禁止する（空港移動、サンサルバドル首都圏内の移動を除く）。
- ・流しのタクシーの利用は控え、事務所推奨の無線タクシー又はUberを利用する。
- ・国内路線バスについては、事務所が承認した路線に限り、6時から18時までの間、利用可能とする。
- ・国境を超える陸路移動は、都市間移動可能時間帯に国際路線バス、事務所公用車、運転手付きレンタカーのいずれかで行うこととし、エルサルバドル事務所長及び目的地事務所長承認の上で可能とする。
- ・携帯電話を常に通信可能な状態としておく。

【キューバ】

1) 行動規制

- ・キューバが社会主義体制下にあり、革命防衛委員会（CDR）という組織によって市民も外国人も厳重な監察下に置かれていることを理解し、反社会主義的行動や軽率な行動をとらないよう注意する（勝手な集会・セミナー、アポなしの施設訪問、政府批判、闇取引、賭博、売春、ポルノ、薬物等）。

- ・キューバは他中南米諸国と比較して治安が良いと言われているが、国内経済の低迷によりスリ、ひったくり、強盗の発生件数が増加傾向にあり、邦人が被害に遭うケースも多く発生しているため滞在中は常に安全対策に努めること。

- ・安全対策の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。」を徹底する。

- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。

- ・両替所での換金はできるだけ複数人数で行い、周囲に怪しい人物がいないか確認する。

- ・夜間は複数名で外出し、車両を利用すること。また、目立たないように心がけ、貴金属を身に付けない。

- ・強盗犯罪に遭遇した場合には、身の安全を第一と考えて、決して抵抗せず対応する。

- ・犬猫等の動物に咬傷を受けた際には直ちに JICA 事務所に連絡すること。なお、ワクチンの流通が不安定であること等から、必要に応じてキューバ国外への受診を指示する可能性もあり、その際の移動費用等は自己負担になることがある。

2) 通信手段

- ・キューバ国内で通信可能な国際ローミング携帯を携行し、電話番号を事前に事務所に連絡する。ローミング可能な SIM カードを所持していない場合、キューバ到着後速やかに電話局（ETECSA）にて SIM カードを購入し、JICA 事務所に連絡先を通知する。

- ・携帯電話を常に通話可能な状態とする。

- ・通信機器は許可制の為、無線や衛星電話、ルーターの持ち込みは厳禁。

- ・キューバに対し通信規制を行っている国も多く、キューバ国内から閲覧できないインターネットサイトもある。

また Apple Store, Google Play ストアにアクセスすることができないため、必要に応じて渡航前に VPN が利用できるようにしておくこと。

3) 安全な宿舎の手配

- ・業務渡航については、JICA 事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得ること。

- ・外国人が宿泊可能な施設は、ホテルもしくは外国人専用民宿の2種類のみ。民泊する場合は、政府から許可を受けている民宿であることを必ず事前に確認するこ

と。民宿は部屋の間借りがほとんどであるが、主人が複数鍵を持っているなど、安全性が低いので、貴重品の管理には十分注意する。

4) 移動手段

・ハバナ等都市部には、タクシー公社のタクシー（黄色）とその他タクシー、乗り合いタクシー、都市バスがある。古いアメリカ車両の乗り合いタクシーや都市バスなどはシートベルトも無く、整備も行き届いていない場合が多いので、都市部での移動は、極力これら車両は避けて黄色いタクシーを利用し、必ずシートベルトを締める。

・ハバナ⇄マタンサス県バラデロ間の移動はツアーバス、タクシー等の安全な運航が確保できる手段で行うこと。道中バスが立ち寄る地点での一時滞在は可能だが、他都市に移動しないこと。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下のとおりとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 64,066,000円（税抜）

なお、定額計上分0円（税抜）（本件では、定額計上する項目はありません）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。

定額計上した各経費について、上述（３）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

- ・定額計上とする経費はありません。

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）として航空賃の総額の10%を加算して航空賃を見積もってください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)